

2021年10月13日

報道関係者各位

請求管理ロボ、「定期請求システム」に関する特許を取得

請求管理ロボのコンセプトでもある「請求から入金消込」までの一連の自動化システムが独自の仕組みであるとして評価

毎月の請求業務の自動化を実現するクラウドサービス『請求管理ロボ』を提供する株式会社ROBOT PAYMENT(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:清久 健也、以下ROBOT PAYMENT)は、毎月の「請求から入金消込」の一連の業務を自動で行うことを特徴とした「定期請求(システム、方法、プログラム)」に関する特許を取得いたしました。

■請求管理ロボとは

「請求管理ロボ」は、今までエクセルと手作業で行っていた、請求・集金・消込・催促といった作業を全て自動化し、請求業務の大幅削減を実現するクラウドサービスです。

請求書の自動発行や自動送付をはじめ、クレジットカード決済・口座振替・銀行振込といった多彩な決済手段を活用した代金回収を行うことが可能となっており、さらには発行した請求書と入金情報の照合である消込の自動化まで実現しています。また、未消込の請求に関しては、支払い期限経過後に自動で催促を行うことも可能です。

特に継続請求との相性がよく、サブスクリプションモデルにおいて顧客数の増加によって陥りがちな、請求業務コストの肥大化を抑制することができます。またSFA/CRMや会計ソフトとのデータ連携も強みとしており、契約から会計までのお金にかかわる業務を一気通貫で扱うことができるのも特徴です。

請求管理ロボ サービスサイト

▶<https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

■ 取得特許の概要

特許番号 : 特許 第6927659 号

発明の名称 : 定期請求システム、定期請求方法、および定期請求プログラム

<特許内容>

今回取得した内容は、請求管理ロボのコンセプトでもある、「請求から入金消込」の一連の業務を自動で行うことを特徴とした「定期請求」に関する特許になります。

請求管理ロボでは、請求情報(請求額および請求先名)を登録することで、毎月の請求書の発行、及び送付の自動化に対応します。

また請求情報と入金情報(入金額および入金者名)をそれぞれ照合することによって、決済の完了判定と入金消込を行います。特に入金消込については、入金口座の学習機能により、過去の請求・入金消込の情報に基づいて対象口座からの入金に対して、自動消込の精度を向上させる仕組みを採用しています。

今回、この「定期請求」に関する一連の自動化の仕組みが、他社にない独自の内容であるとして、特許が認められました。



■ 会社概要

社名 : 株式会社ROBOT PAYMENT

所在地 : 東京都渋谷区神宮前6丁目19番20号 第15荒井ビル4F

設立 : 2000年10月

代表 : 代表取締役 清久 健也

URL : <https://www.robotpayment.co.jp/>

サービス :

・請求管理ロボ <https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

・インターネット決済代行サービス <https://www.robotpayment.co.jp/service/>